

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月14日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第1号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和35年香川県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(他の種類の免許状等を受けるための教育職員検定の出願)</p> <p>第5条 免許法第5条第1項及び第6条第1項又は第4項並びに同条第2項又は附則第9項、第18項若しくは第19項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の場合において、願ひ出る者が普通免許状又は臨時免許状を有することが出願の要件となっていない者であるときは、同項第6号に掲げる書類に代えて、<u>免許法別表第5若しくは附則第9項若しくは第18項の表に掲げる基礎資格又は免許法施行規則附則第7項に規定する基礎資格</u>を有することの証明書を提出しなければならない。</p> <p>6・7 略</p>	<p>(他の種類の免許状等を受けるための教育職員検定の出願)</p> <p>第5条 免許法第5条第1項及び第6条第1項又は第4項並びに同条第2項又は附則第9項若しくは第18項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の場合において、願ひ出る者が普通免許状又は臨時免許状を有することが出願の要件となっていない者であるときは、同項第6号に掲げる書類に代えて、<u>免許法別表第5又は附則第9項若しくは第18項の表に掲げる基礎資格を有することの証明書を提出</u>しなければならない。</p> <p>6・7 略</p>																
<p>(免許外教科の教授担任許可申請)</p> <p>第15条 免許法施行規則<u>附則第18項</u>の規定により提出する書類の様式は、この規則の定めるところによるものとする。</p>	<p>(免許外教科の教授担任許可申請)</p> <p>第15条 免許法施行規則<u>附則第14項</u>の規定により提出する書類の様式は、この規則の定めるところによるものとする。</p>																
<p>(単位の修得方法の基準)</p> <p>第17条 略</p>	<p>(単位の修得方法の基準)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる免許法別表第3から別表第7までに規定する単位の修得方法（免許法施行規則第14条の規定による単位逓減に伴う残単位の修得方法を含む。）は、それぞれ右欄に掲げる表によるものとする。</p>																
<p>略</p>	<p>略</p>																
<p>第1表～第6表 略</p>	<p>第1表～第6表 略</p>																
<p>第7表</p>	<p>第7表</p>																
<table border="1"><tr><td>根拠規定</td><td>受けよう</td><td>基礎</td><td>在職</td><td>最低</td><td>教科に</td><td>教職に</td><td>教科又</td></tr></table>	根拠規定	受けよう	基礎	在職	最低	教科に	教職に	教科又	<table border="1"><tr><td>根拠規定</td><td>受けよう</td><td>基礎</td><td>在職</td><td>最低</td><td>教科に</td><td>教職に</td><td>教科又</td></tr></table>	根拠規定	受けよう	基礎	在職	最低	教科に	教職に	教科又
根拠規定	受けよう	基礎	在職	最低	教科に	教職に	教科又										
根拠規定	受けよう	基礎	在職	最低	教科に	教職に	教科又										

	とする免許状の種類	学歴	年数	修得単位数	関する科目	関する科目	は教職に関する科目
					単位数	単位数	単位数
免許法施行規則附則第38項及び第39項	略						
備考	略						

第8表～第13表 略

教科に関する科目表・教職に関する科目表 略

(様式)

第20条 略

左欄	右欄
略	
実務に関する証明書	略
実務に関する証明書(免許法附則第19項の規定による出願の場合)	第4号様式の2
教育職員免許状新教育領域追加願	略
略	

第4号様式(第20条関係)

略

	とする免許状の種類	学歴	年数	修得単位数	関する科目	関する科目	は教職に関する科目
					単位数	単位数	単位数
免許法施行規則附則第34項及び第35項	略						
備考	略						

第8表～第13表 略

教科に関する科目表・教職に関する科目表 略

(様式)

第20条 この規則及び法令の定めるところにより提出し、交付し、又は保存することを要する次の左欄に掲げる書類は、それぞれ右欄の様式による。

左欄	右欄
略	
実務に関する証明書	略
教育職員免許状新教育領域追加願	略
略	

第4号様式(第20条関係)

略

第4号様式の2 (第20条関係)

実務に関する証明書 (免許法附則第19項の規定による出願の場合)

氏名			
生年月日	年 月 日		
施設名			
認可等年月日	年 月 日		
所在地			
電話番号			
職	在職期間のうち勤務した期間	年月数	勤務時間数
1 幼稚園において専ら幼児の保育に従事する職員 2 保育士	年 月 日～ 年 月 日	年 月	時間
1 幼稚園において専ら幼児の保育に従事する職員 2 保育士	年 月 日～ 年 月 日	年 月	時間
1 幼稚園において専ら幼児の保育に従事する職員 2 保育士	年 月 日～ 年 月 日	年 月	時間
1 幼稚園において専ら幼児の保育に従事する職員 2 保育士	年 月 日～ 年 月 日	年 月	時間
在職期間	期 間	事 由	
のうち勤	年 月 日～ 年 月 日		
務しなか	年 月 日～ 年 月 日		
った期間	年 月 日～ 年 月 日		

上記のとおり、実務に関し良好な成績で勤務したことを証明する。

年 月 日

実務証明責任者

印

- 記載注意
- 1 施設名の欄は、認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記入すること。
 - 2 認可等年月日の欄は、認可外保育施設の場合は、設立年月日を記入すること。
 - 3 職の欄は、該当する職の数字を○で囲むこと。
 - 4 勤務時間数の欄は、在職期間中の勤務時間数の合計を記入すること。
 - 5 実務証明責任者は、国立又は公立の幼稚園にあっては所轄庁、私立の幼稚園にあっては学校法人の理事長、保育所等にあっては当該施設の設置者とする。

第5号様式 (第20条関係)
略

第5号様式 (第20条関係)
略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。